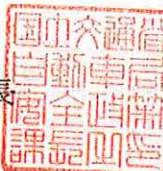


(別紙1)

国自安第135号  
令和元年12月3日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



民間関係者における2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を  
契機とした風しん・麻しんに関する特別対策の実施について（依頼）

本年8月1日に策定された「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」において、「東京大会の成功に向けて、感染症対策に万全を期すため、特に多くの訪日外国人と接する機会のある者や感染した場合に大会運営等に悪影響を及ぼす可能性のある者に対し、風しん・麻しんへの感染リスクを一層低下させることを目的として、風しん・麻しんに関する特別な対策（以下「特別対策」という。）を講じることとされており、これを受けて、内閣官房副長官補室及び内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局より関係省庁に対して、別添のとおり依頼があったところです。

特別対策において、公共交通事業に従事する者は、別添事務連絡の「2. 特別対策の対象となる職員・従業員等」の「(3) 業務の範囲」で記載されている「③訪日外国人と接する機会の多い業種に従事する職員等であって、日常的に訪日外国人と接する機会のある者」に該当し、年齢層及び予防接種歴等に応じて予防接種の受診が推奨されております。

なお、公共交通事業に従事する者の中でも、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、組織委員会）の委託を受けて、東京大会に係る要人・競技関係者等の輸送に従事する者については、別添事務連絡の「②東京大会関係業務に従事する職員等であって、多数の訪日外国人と接する機会のある者」に該当し、これらの者に対しては、組織委員会より別途お知らせがあることとなっております。

また、令和元年4月時点で40歳から57歳の男性については、厚生労働省が実施する「風しんの追加的対策」によるクーポン事業を活用して、抗体検査・予防接種を実施することができるので、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

については、貴協会におかれましては、本依頼内容の趣旨をご理解いただき、傘下会員に対する周知方よろしくお願ひいたします。